

加盟団体 各位

## 1.15m サービス高の固定の実施について

1.15mのサービス高固定につきましては昨年12月に開催されました BWF 理事会 において 1.15m サービス高の固定について協議がなされ、1.15m サービス高の固定が継続して実施されることが決まりました。国内大会においては、平成30年度はサービス高の固定は採用しないこととしてきましたが、この結果を受け 2019年度4月1日より、競技規則を下記の通り改訂し施行することにしました。つきましては関係方面への周知徹底をよろしくお願いいたします。

### 記

#### (現行)

競技規則 第9条 第1項 (取り消し線は現行の条文から抹消される箇所を示す)

(6) ① ~~サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。~~

② ~~実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければならない。(平成30年度は採用しない)~~

~~(7) サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。(上記(6)②の施行の場合は本項は削除)~~

#### (改訂後)

競技規則 第9条 第1項

(6) サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければならない。

以上